

発行 日本音楽療法学会

理事長 日野原重明 副理事長 村井 靖児

事務局 〒105-0013 東京都港区浜松町1-20-8 浜松町一丁目ビル6階 TEL 03(5777)6220 FAX 03(5401)0337



国家資格は誰のため

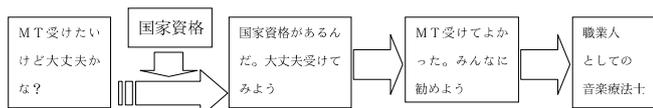
常任理事 藤本 禮子

音楽療法士の国家資格は誰のために必要なのでしょうか？何故必要なのでしょうか？

音楽療法が職業として成立するためでしょうか？

音楽療法に全く関係のない知人の言葉です。「国家資格は音楽療法を受けたいと思っている人たちを守るために必要なのではないか？」「音楽療法を受けたいと思っている人が音楽療法士と音楽療法を信頼して受けることができるようにするためではないか？」

音楽療法が職業として成立することは大切です。音楽療法が職業として成立していないことの困難・デメリットは日々の臨床現場で実感しています。しかし音楽療法を受けたいと思っている人たちが、音楽療法士とその音楽療法を信頼して受けることができることを保証するもの、つまり、音楽療法士と音楽療法の質が一定レベル以上であることを保証するものとしての国家資格が必要なのです。音楽療法士と音楽療法の質が保証されてこそ音楽療法が職業として社会に認められるのです。簡単に図にしてみました。



私は学会の16の常設委員会の中で、音楽療法士認定に関わる委員会に長年携わってまいりました。そこで文頭の「音楽療法を受けたいと思っている人たちが、音楽療法士と音楽療法を信頼して受けることができることを保証する・音楽療法士と音楽療法の質を一定レベル以上にする」という目的に向かって学会が取り組んできたことの1つとして、音楽療法士認定方法の一本化についてお話ししたいと思います。

学会成立時から学会事業の1つとして取り組んでいる音楽療法士の国家資格化のためには「音楽療法士と音楽療法の質が一定レベル以上であること」が必要で、そのような音楽療法士の養成が急務でした。音楽療法士の認定は1995年の全日本音楽療法連盟設立当初から検討され、1996年に音楽療法士養成のための「カリキュラムガイドライン96」が作成され、2001年、2011年の改正を経て今日の「カリキュラムガイドライン11」に至っています。学会のカリキュラムガイドラインに従ってカリキュラムが準備された大学・専門学校を学会認定音楽療法士（補）受験資格校と認め、受験資格校で指定の学業を修めた学生が学会認定音楽療法士（補）試験と面接試験に合格して学会認定音楽療法士資格を取得するという方法が開始されました。

一方各地にはそれぞれの場で地道に音楽による臨床経験を重ねた

会員が多くいることから、受験資格校が日本各地にできるまでの暫定措置として、一般認定（学会が指定した分野の講習などによる知識や臨床経験などをポイント化し、1,000ポイント取得と面接合格による認定）が2010年3月まで続けられました。その間懸念された問題は、受験資格校での音楽療法教育と一般申請のために申請者各自が取得する音楽療法に関する知識や技術の内容の差です。

暫定期間は2010年3月に終了となりましたが、終了後も受験資格校の数の不十分さなどが指摘され、主として他職種に在職中等のため受験資格校での履修が困難な会員を対象として、新たな学会認定制度を開始することになりました。その制度での大きな命題は、「学会認定音楽療法士養成にダブルスタンダードを作らない」つまり認定制度の1本化でした。

学会認定制度において音楽療法の系統だった知識と実践力をつけるために受験資格校で行われているカリキュラムに準じた科目を整えた必修講習会は直ぐに企画されました。しかしダブルスタンダードを作らないという大きな命題の解決には大変苦悩しましたが、その命題は、学会認定音楽療法士の資格取得を希望する全ての人が学会認定音楽療法士（補）の試験を受験するという方法で解決されました。ようやく認定制度の流れの一本化に行きついたのです。

認定の流れが定まり、新しい認定規則書が作成され、2010年4月に新しい認定制度が開始されました。現在260名の会員が認定音楽療法士（補）試験を目指して学んでいます。彼らの最初のゴールは認定音楽療法士（補）試験合格です。そして二つ目のゴールは面接試験の合格です。

新しい認定制度により、面接試験を受けることのできる人は、認定音楽療法士（補）資格取得者（受験資格校卒業による（補）取得者と学会新認定制度による（補）資格取得者）、そして海外で音楽療法士資格を取得した人に整理されました。この方々の面接のための条件には少しずつ差がありますが、その差は文頭に掲げた「音楽療法士と音楽療法の質が一定レベル以上であることを保証する」ために必要な差です。

音楽療法士と音楽療法の質が一定レベル以上であることが保証されることが、音楽療法を受けたいと思っている人が音楽療法を信頼し安心して受けられることを保証することになります。そして学会認定音楽療法士の質が保証されていることを音楽療法を受ける人々、そして国が認めるものが国家資格です。

今後はこの質を更に高めること、そしてどこで誰から受けてもほぼ同じ効果が得られる、方法の整理を進めることが必要です。

郡司正樹委員長によるスーパービジョン検討特別委員会に加え、村林信行委員長による音楽療法の介護予防の効果に関する特別研究プロジェクトが動き出しました。

学術大会などでの研究発表・研究論文による知見の共有はもとより、同じ領域の音楽療法士が自分たちの臨床経験について忌憚なく語り合い、各領域での方法と結果を整理していくことが必要です。

音楽療法を求める人々の期待にこたえ、その結果としての国家資格を期待し、音楽療法の智と技術を集約してゆきましょう。

第12回日本音楽療法学会学術大会（宮崎）へのいざない

大会実行委員長 山下 恵子

風薫るさわやかな季節となりました。会員の皆様におかれましては、日々ご活躍のことと存じます。

さて、第12回日本音楽療法学会学術大会は、日野原重明大会長のもと9月7日、8日、9日の3日間、宮崎市シーガイアコンベンションセンターにて開催されます。既に参加申し込みを済ませられた会員の皆様も多いことと思います。

今回の大会テーマは「音楽の創造性 ―音楽療法の《ちから》を探る―」となりました。音楽そのものが持っている創造性、そして音楽を共にし、絆によって生み出されていく創造性。人間の創造性によって生み出された音楽は、人が生きていくということと深い関わりを持っているのではないかと思います。

音楽は時間の芸術であり、セラピーは人と人との歩みのプロセスです。自ら持っている様々な知識や感性、そして技術を総動員し、瞬間、瞬間に変わりゆく時空間の中で、対象者と共に音楽を創造していく力がセラピストには必要とされます。

音楽を創造するという営みは、私たちをどのような世界に導くのでしょうか。「今、ここで、共に“生み出される”音楽」、それはセラピーの中で《ちから》となるものかもしれません。本大会を通して、皆さんとご一緒に「音楽の創造性」を探ってみたいと思います。

9月7日に開催されます講習会は、ワークショップと講義を組み合わせた多彩な領域の内容です。音楽、音楽教育、音楽療法、心理、医学、福祉、舞踊の分野で専門的に深いご見識をお持ちの素晴らしい先生方にご指導を頂きます。知識、気持ち、身体などの多側面から学んでいただき、セラピストの皆様の音楽を創造する力と統合する力が更に向上されることを願っております。

9月8日、9日の学術大会では101歳をお迎えになる日野原重明先生の大会長講演、きたやまおさむ先生の特別講演、宮崎県出身の米良美一様のゲスト講演の3つの講演があります。それぞれのご専門の領域で素晴らしいお話を頂戴できることと思います。また、大会テーマによる特別座談会では、

音楽療法、音楽学、精神医学の各専門分野から、講師の先生方に「音楽の創造性」について語っていただき、人が音楽を創造することについて、皆さまと一緒に考えてみたいと思います。更に、戦時中の実話を通して命の尊さを歌ったミュージカル「ぞうれっしゃがやってきた」では、こどもから高齢の方まで、出演者一同が平和への願いを込め、心を一つにして演奏をして下さることでしょう。

研究発表の面では、神戸大会を引き継いだ課題研究発表を設定いたしました。通常の発表時間の倍の時間を設け、課題テーマごとに熱い議論が繰り広げられますことを期待しております。自由研究発表（口演・ポスター）、自主シンポジウムも例年と同じく募集いたします。ふるっての応募をお待ちしております。

このように、「音楽の創造性」をテーマに、3日間様々な角度から熱くご議論、ご思索いただきまして、知識、気持ち、身体が多側面から音楽療法の力を探っていただきますことを心から願っております。

大会会場であるシーガイアコンベンションセンターからは太平洋が一望でき、その眼下に広がる景観はまさに絶景です。開会式では、宮崎県の伝統芸能である椎葉村の国指定の重要無形民俗文化財「尾前神楽」を舞っていただけることになりました。素晴らしい舞をどうぞご期待下さい。更に、交流会では、数々の創作オペラを手掛けている宮崎県オペラ協会の方々による演奏、日向の国の若者たちが故郷宮崎の自然や歴史・文化・人の心を音に託し、力強い鼓動を伝える橘太鼓「響座」の演奏もあります。そして、宮崎の誇るおいしい宮崎牛、地鶏、とっておきの焼酎などもご堪能いただけます。会員の皆様との語らいを楽しみながら、『自然、食・文化、音楽』と五感で宮崎を満喫していただければ幸いです。

第12回日本音楽療法学会学術大会・講習会へ全国各地からたくさんの方々をご参加いただきますよう、太陽とみどりの“みやざき”で関係者一同、心よりお待ちしております。

（9月7日講習会、8日・9日学術大会）

第二期資格取得必修講習会のお知らせ

資格認定委員会

先に第12回学術大会（宮崎）の3次案内に同封してお知らせをしましたが、本年9月から表記講習会（スケジュール参照）が開始されます。受講を希望される方は次の手順に従って受講の申し込みをしてください。

1. 500円の定額小為替を郵便局で購入して事務局へ「認定規則書」請求として送付して、同書を取り寄せる。
（すでに4月に定額小為替と仮申込書を送付した方は不要）
2. 次の①～⑥の書類を2012年7月31日まで必着にて事務局へ送付する。
 - ①資格取得必修講習会受講申請書。
 - ②専門学校・短大・大学いずれかの卒業証明書。（原本を当該校から入手）
 - ③臨床経験証明書1通または2通。臨床1（対人的実践経験）臨床2（音楽を用いた対人的実践経験）
 - ④音楽療法概論1～4申込用紙（開始予定時間、宮崎9月7日10:30、大阪9月23日10:00）
 - ⑤音楽療法概論1～4の受講料払込票の受領書のコピー
 - ⑥写真1枚（タテ4×ヨコ3cm、裏面に必記名）

*①と③は「認定規則書」に綴じこみ、④と⑤の払込票は「認定規則書」に同封して送付。
*③は臨床1（3年間、各1年間40日以上）だけでも可。
*⑤の受講料は「認定規則書」を送付の際お知らせします。

必要書類を送付された方には8月20日頃までに、宮崎および大阪の講習会の時間割などお知らせします。



第一期必修講習会風景（技法）

日本音楽療法学会認定音楽療法士 第二期資格取得必修講習会 スケジュール (予定)

2012年4月現在

| 年 | 月 | 日 | 曜日 | 場 所 | 音楽療法 概 論 | 音楽療法各論 | | | | | 音楽療法 研 究 | 音楽療法 技 法 A (音楽系) | 音楽療法 技 法 B (非音楽系) | コマ 数計 |
|------|------|----|-----|------------|----------------------|--------|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|------------------------|-------------------------|----------|
| | | | | | | 発達障害 | 高 齢 者 | リハビリ テーション | 精 神 科 領 域 | ホスピス 緩和ケア | | | | |
| 2012 | 9 | 7 | 金 | 宮 崎 | 1~4 | | | | | | | | 4 | |
| | | 23 | 日 | 大 阪 | | | | | | | | | | |
| | 12 | 1 | 土 | 東 京 | 5~8 | 1~4 | | | | | 理論・ 実技試験 | 8 | | |
| | | 2 | 日 | 大 阪 | | | | | | | | | | |
| 2013 | 3 | 2 | 土 | 東 京 | 9~12 | | | | | 1~4 | 理論・ 実技再試験 | 8 | | |
| | | 3 | 日 | 大 阪 | | | | | | | | | | |
| | | 9 | 土 | | | | | | | | | | | |
| | | 10 | 日 | | | | | | | | | | | |
| | 6 | 1 | 土 | 東 京 | | 1~4 | | | | 1~5 | 9 | | | |
| | | 2 | 日 | 大 阪 | | | | | | | | | | |
| | | 15 | 土 | | | | | | | | | | | |
| | 9 | 5 | 木 | 米 子 | | 5 | 5 | 1~2 | | 5~8 | 8 | | | |
| | | 6 | 金 | 東 京 | | | | | | | | | | |
| | | 21 | 土 | | | | | | | | | | | |
| | 12 | 7 | 土 | 東 京 | | | | | | 6~10 | 1~4 | 9 | | |
| | | 8 | 日 | 大 阪 | | | | | | | | | | |
| | | 14 | 土 | | | | | | | | | | | |
| | | 15 | 日 | | | | | | | | | | | |
| | 2014 | 3 | 1 | 土 | 東 京 | | | | | 9~12 | 11~15 | 9 | | |
| 2 | | | 日 | 大 阪 | | | | | | | | | | |
| 15 | | | 土 | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | 日 | | | | | | | | | | | |
| 6 | | 7 | 土 | 東 京 | | | | | 13~16 | 16 | 5~8 | 9 | | |
| | | 8 | 日 | 大 阪 | | | | | | | | | | |
| | | 21 | 土 | | | | | | | | | | | |
| | | 22 | 日 | | | | | | | | | | | |
| 9 | | 6 | 土 | 東 京 | | | | 1~5 | 1~3 | | | 8 | | |
| | | 7 | 日 | 名 古 屋 | | | | | | | | | | |
| | | 18 | 木 | | | | | | | | | | | |
| 12 | | 6 | 土 | 東 京 | | | | | | 17~20 | 9~12 | 8 | | |
| | 7 | 日 | 大 阪 | | | | | | | | | | | |
| | 13 | 土 | | | | | | | | | | | | |
| | 14 | 日 | | | | | | | | | | | | |
| 2015 | 1 | 18 | 日 | 東 京 大 阪 | 音楽療法士(補)試験 [東京・大阪同日] | | | | | | | | | |
| | | 7 | 土 | 東 京 | 予 備 日 | | | | | | | | | |
| | 3 | 8 | 日 | 大 阪 | 予 備 日 | | | | | | | | | |
| | | 14 | 土 | 東 京 | 予 備 日 | | | | | | | | | |
| | | 15 | 日 | 大 阪 | 予 備 日 | | | | | | | | | |
| | | 21 | 土 | 東 京 | 認定面接試験 | | | | | | | | | |
| コマ数計 | | | | | 12 | 5 | 5 | 2 | 5 | 3 | 16 | 20 | 12 | 80 |

※スケジュールは各月1ヶ所開催など、変更になることがあります。(2012年9月は宮崎と大阪で開催します。)

日本音楽療法学会 音楽療法士認定規則 (改定)

認定規則

1. 資格認定方法

認定は、本学会内に設置された資格認定委員会により以下の流れで審議され、本学会がこれを行う。資格認定委員会は本学会が選出した若干名の委員により構成される。

- 1) 日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)資格認定
- 2) 日本音楽療法学会認定音楽療法士資格認定

2. 申請資格

申請者は、本学会の正会員であること。

- 1) 日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)資格取得に関するその他の申請資格(審査該当者)の基準は、日本音楽療法学会音楽療法士認定規則(新版)の審査該当者基準細則に定める。
- 2) 日本音楽療法学会認定音楽療法士資格取得に関するその他の申請資格(審査該当者)の基準は、日本音楽療法学会音楽療法士認定規則(面接試験)の審査該当者基準細則に定める。

3. 資格審査および審査結果通知

資格認定委員会は、1)及び2)の審査及び同審査結果の通知を以下のように行う。

- 1) 日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)資格審査は、申請書類審査及び筆記試験を行い、その結果を本学会理事会に報告し、同理事会の審議を経て申請者に通知する。
なお認定した申請者については、資格証明書を交付する。
- 2) 日本音楽療法学会認定音楽療法士資格審査は、申請書類審査及び面接試験を行い、その結果を本学会理事会に報告し、同理事会の審議を経て申請者に通知する。
なお認定した申請者には、認定証を交付する。

日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)資格取得の流れ

【1】申請必要条件

- 1) 日本音楽療法学会正会員である。申請時点ですでに会員である者は、前年度の会費を納めていること。
- 2) 学校法人格を有する専門学校(2年以上)・高等専門学校・短期大学・大学いずれかの修了証を有すること。
- 3) 臨床経験5年以上(音楽を使用した臨床経験2年を含む)を有すること。
(但し3年でスタートし2年間の必修講習会受講と並行して臨床経験を積み、合計5年となる場合も可とする)

【2】必要項目Ⅰ

- 1) ・必修講習会受講
・必修講習会中に実施される音楽試験を受験(ピアノ実技、音楽理論)
- 2) 音楽療法関連分野(医学・心理・福祉・教育)18単位を取得
- 3) 臨床経験(本制度申請時に臨床経験年数が5年に満たない者、あるいは、音楽を使用した臨床経験が2年未満の者)
- 4) 学会参加など、200ポイントの取得

【3】必要項目Ⅱ

学会認定音楽療法士(補)資格審査(筆記試験)を受験

【4】学会認定音楽療法士(補)資格取得

学会認定音楽療法士(補)資格取得後

【1】学会認定音楽療法士資格審査(面接試験)

※詳しくは「日本音楽療法学会音楽療法士認定規則(面接試験)」を参照

【2】学会認定音楽療法士資格取得

審査細則および審査該当者基準細則

資格認定審査にあたり、審査該当者および審査基準について以下のように定める。

審査該当者および審査基準は3頁の「日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)資格取得の流れ」の図(以下図)に示したとおりである。

【1】で該当者としての条件を満たした者は、次の段階として【2】で示した以下の条件を充足する必要がある。

- 1) 必修講習会の受講
 - ① 必修講習会を受講し、レポートまたは試験に合格。
 - ② 必修講習会中に実施される音楽試験(ピアノ実技、音楽理論)を受験し合格。
- 2) 音楽療法関連分野(医学・心理・福祉・教育)18単位の取得
- 3) 臨床経験(音楽を使用した臨床経験2年を含む)
※本制度申請時に臨床経験年数が5年に満たない者、あるいは、音楽を使用した臨床経験が2年未満の者
- 4) 200ポイントの取得
 - ① 本学会または各支部の主催する学術大会参加(必須)

- ② 必修講習会以外の講習会参加
- ③ 研究発表（必須）
- ④ スーパービジョン受講（必須）

上記1)～4)の条件を充足し、学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）《【3】》に合格した（補）資格取得者は《【4】》の最終審査となる学会認定音楽療法士資格審査（面接試験）を受験することができる。なお、同面接試験では口頭試問と実技（弾き歌い）が行われる。また、この面接試験に際しては音楽療法臨床経験の内容を審査するために、事例レポート2本の提出が必要となる。

【1】申請必要条件

- 1) 日本音楽療法学会正会員であること。
本制度申請時点ですでに会員である者は、前年度の年会費を納めていること。
- 2) 学校法人格を有する専門学校（2年以上）・高等専門学校・短期大学・大学のいずれかの修了証を有する。
本制度申請時点で、学校法人格を有する専門学校（2年以上）・高等専門学校・短期大学・大学いずれかの修了証を有することが必須条件である。その専攻領域は問わない。
- 3) 臨床経験5年以上を有する。
※そのうち最低2年は音楽を使用した臨床経験必須（ただし、臨床経験3年で必修講習会受講を開始し、同講習会受講中に合計5年となる場合も可。）
学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）受験申請までには臨床経験が5年間になっていなければならない。
 - (1) 臨床経験とは
医療・教育・福祉・心理の現場において、対象者と直接かかわる経験を指す。この場合の臨床経験は、音楽を使用した臨床経験（例：音楽教員、音楽レスナー、音楽を使ったレクリエーション指導、ピアノ講師など）に限らず、音楽を使用しない臨床経験（例：教師・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・医師・看護師・介護士・支援員・ガイドヘルパー等）も可とする。
*一般演奏活動・訪問演奏活動や事務職などは、対象者と直接かかわる経験とは見なさない。
*在学中などに行った教員、保育士、社会福祉士、作業療法士、理学療法士などの資格取得のための実習は、今回必要とされる臨床経験としては認められない。資格取得目的以外の自主的な臨床経験は認められる。
 - (2) 臨床経験5年以上（そのうち最低2年は音楽を使用した臨床経験必須）について
上記(1)の通り、音楽を使用した臨床経験、音楽を使用しない臨床経験どちらも認められるが、5年の臨床経験のうち、最低2年は音楽を使用した臨床経験が必要となる。その対象者は問わない。ただし、以下(3)に留意すること。

- (3) 音楽療法研究事例作成のための音楽療法的臨床経験について

必修講習会内で行われる「音楽療法研究」では事例レポートの作成指導が行われる。そのため、「音楽療法研究」受講までに障害児・者などを対象とした音楽療法的臨床経験が必要となる。既に「音楽を使用した臨床経験」が2年以上ある場合でも、「障害児・者などを対象とした音楽療法的臨床経験」がない者は、音楽療法士が行う音楽療法現場の見学・アシスタント経験などを通して受講準備を行う必要がある。回数は15回以上。この15回の経験は、必須の「音楽を使用した臨床経験」2年以上の中にも含めることができる。

- (4) 証明書
どのような経験であっても、その証明書が必要となる本制度申請時点で提出する臨床経験の証明書は附1-1、1-2を必要枚数コピーして使用する。本制度申請時に臨床経験年数が5年に満たない者、あるいは、音楽を使用した臨床経験年数が2年未満の者は、学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）申請時に附2-1、2-2を必要枚数コピーして使用する。各所属機関独自の証明書を使用してもよいが、必要とされている記載項目を満たしているか確認し、縮小コピーなどをして、既定のフォーマットサイズに合わせて提出する。（自認書は不可）。
※記載項目については附1-1、1-2を参照。
- (5) 臨床経験の数え方
上記の臨床活動を1回行った場合に、臨床試験1日と数え、12カ月に40日間行った場合に臨床経験1年と数える。
12カ月を待たずに40日に達しても、活動開始から12カ月経過したときに、臨床1年間と数える。なおその活動を同日に複数の場所で複数回行って、1日と数える。
12カ月以内に40日に達しない場合には、40日に達した月をもって1年間の臨床経験と数える。1日に行った活動の時間数は問わない。

例1 ガイドヘルパーの仕事をして2月初めから毎週1回、1回2時間ずつ行った場合11月には合計日数は40日に達するが、翌年の1月をもって臨床経験1年目とみなされる。臨床経験2年目以降も同様である。

例2 ピアノレッスンを4月から月1回、1回につき5時間、10人を対象者に行った場合対象者の人数や時間は関係なく、40日に達するのはレッスン開始3年後の7月になる。それをもって1年間の臨床経験とみなす。

【2】必要項目I

1) 必修講習会受講

- (1) 講習会の内容
必修講習会は、音楽療法概論12コマ、各論20コマ、音楽療法研究16コマ、音楽療法技法A（音楽系）20コマ、

音楽療法技法 B（非音楽系）12コマの合計80コマからなる。

必修講習会の科目を一般教育機関（例：音楽療法士（補）受験資格校など）の履修によって読み替えることはできない。

- (2) 必修講習会の開催サイクル
必修講習会は2年サイクルで行われる。
- (3) 受講順序
必修講習会は全80コマを日程表の順番に従って受講しなければならない（別紙参照）。途中からの参加はできない。また2日間にわたって継続して開催される講座はすべて通して受講しなければならない。
- (4) 欠席の扱い
欠席は必修講習会各科目の内1コマのみであれば（各論は全ての領域20コマの内1コマのみの欠席）、レポート提出とその合格を持って可とする。ただし、科目の最終試験が行われるコマでの1コマ欠席は認めない。2コマ以上欠席した場合は、同一サイクル内でその科目をそれ以降受講できなくなり、次期講習会にて未受講部分を受講する。ただし、音楽療法概論と各論の欠席については事務局に問合せをすること。

例1：音楽療法研究1～4を欠席

→5からの受講は不可能。次期講習会で1から順番に受講

例2：音楽療法研究1～4出席、5～8欠席

→次のサイクルで5から順番に受講、受講済の研究1～4は次期講習会でも有効。

- (5) 遅刻・早退の扱い
認められる遅刻は講義開始20分までとする。それ以上の遅刻は、証明書がある場合でも欠席扱いとなる。早退は特別な事情がないかぎり認められない。
- (6) 講習会への申し込み
講習会は、1開催の申し込みと受講料の払い込みをその都度行う。申込書と受講料の払込票は講習会参加時に次回のものを配布する。
受講料は別表に定める。
- (7) キャンセル・返金
講習会の申し込みをキャンセルする場合は、文書にて学会事務局まで連絡する。後日受講料を全額返金する。
- (8) 試験

① 音楽試験（ピアノ実技と音楽理論の試験）

「音楽療法技法 A（音楽系）」の受講にあたって、受講者全員が音楽試験（ピアノ実技と音楽理論）を受験し、合格する必要がある。これは必修講習会内で行われる。

- i) 「音楽療法技法 A（音楽系）」の受講前にピアノ実技と音楽理論の試験が行われ、合格者に「音楽療法技法 A（音楽系）」の受講資格が与えられる。
- ii) ピアノ試験の課題曲は下記の通りである。この中から任意の1曲を選択し暗譜で演奏する。繰り返しはしない。ただし3分を経過した場合は、

途中で止めることもある。なお、簡略版楽譜の使用は不可とする。

ソナチネ アルバム第一巻

第1番 ハ長調 作品20-1 第3楽章 クーラウ

第4番 ハ長調 作品55-1 第1楽章 クーラウ

第5番 ト長調 作品55-2 第1楽章 クーラウ

第5番 ト長調 作品55-2 第3楽章 クーラウ

第8番 ト長調 作品36-2 第1楽章 クレメンティ

第9番 ハ長調 作品36-3 第1楽章 クレメンティ

モーツァルト ピアノソナタ K V.332 第1楽章

K V.283 第1楽章

K V.333 第1楽章

ベートーベン ピアノソナタ Op.49-1 第2楽章

Op.49-2 第1楽章

Op.49-2 第2楽章

iii) 音楽理論の筆記試験は、「音名、音程、調性判断、移調、和音記号（四声体）、速度標語、発想標語等の基礎知識」を出題範囲とし、試験時間は40分程度とする。

iv) 音楽試験で不合格の場合には再試験を受けることができる。ピアノ実技または音楽理論試験のどちらかが不合格の場合には、不合格分野のみ受験し、それが合格した時点で「音楽療法技法 A（音楽系）」の受講資格が得られる。

v) 音楽試験日程については別紙参照。

② 講座ごとの試験

各講座の講義終了時に試験あるいはレポート提出が課せられる。試験は、得点が60%未満の場合不合格となり、再試験を受験する。レポートは、講師が不可と判断した場合、再度レポートを提出する。

③ 科目終了時の試験

各科目のすべての講座を受講終了すると、その科目の最終試験を受けることができる。最終試験がレポートとなることもある。試験が不合格の場合は、再試験を受験する。再試験も不合格の場合は次期開催の講習会で再度受験し合格する必要がある。すべての科目の最終試験、またはレポートの合格をもって受講が終了したことが認められ、必修講習会の修了証を取得できる。

2) 音楽療法関連分野（医学・心理・福祉・教育）18単位の取得

音楽療法関連分野18単位については、医学・心理・福祉・教育の分野それぞれから、最低2単位ずつ必ず取得する。残りの10単位はどの科目に偏っても構わない。合計18単位を各自で大学などの科目等履修または、通信教育などで履修する。ただし学校法人格を有する教育機関による単位に限定される。

本学会が設定したカリキュラムガイドラン11における音楽療法関連分野18単位として認められる科目は下記の通りである。

卒業した専門学校（2年以上）・高等専門学校・短期大

学・大学等で履修した科目が下記のいずれかに該当する場合は、18単位に含むことができる。

履修済みの科目が下記科目に該当するかを確認する場合は、単位取得証明証を「18単位の確認希望」として事務局までFAXもしくは郵送で送る。

| | |
|----|---|
| 医学 | 医学概論：解剖・生理、治療学、症候学、チーム医療など 臨床医学各論Ⅰ：精神医学、心身医学、老年学など 臨床医学各論Ⅱ：小児学、内科学、リハビリ学、関連医学など |
| 心理 | 臨床心理学Ⅰ：心理学、面接法、心理テスト、行動評価、統計法を含む 臨床心理学Ⅱ：心理療法の諸理論と技法 発達心理学：(教育心理学を含む) |
| 福祉 | 社会福祉概論：福祉システム、関連法、児童・老人・地域福祉 介護概論 |
| 教育 | 障害児教育：(障害学を含む) |

なお参考として、放送大学の講義概要のうち、音楽療法関連分野に該当する科目名を別紙に記す。

3) 臨床経験5年以上（「音楽を使用した臨床経験」2年以上を含む）

※臨床経験についての詳細は5頁を参照する。

4) 学会参加など、200ポイントの取得

下記(1)~(4)のポイントに合わせて200ポイントを取得する。(補) 受験資格取得必修講習会に参加する以前、会員になる以前に取得したポイントもすべて200ポイントに含めることができる。

(1) 学術大会参加 (必須)

本学会または各支部の主催する学術大会参加
1日につき10ポイント

(2) 必修講習会以外の講習会参加

- ・本学会または各支部の主催する講習会の参加（レポート提出あり） 1コマ4ポイント
- ・本学会または各支部の主催する講習会の参加（レポート提出なし） 1コマ2ポイント
- ・本学会の認定する学術大会、講習会、研究会の参加（レポート提出あり） 1コマ2ポイント
- ・本学会の認定する学術大会、講習会、研究会の参加（レポート提出なし） 1コマ1ポイント

注1) 90分の講義を1コマとする。

注2) 「レポート提出あり」のポイントは受講成果が試験やレポート提出によって認定されたことを証明する主催者発行の証明書がある場合に得られる。

(3) 研究発表 (必須)

- ・本学会または各支部の主催する学術大会、講習会、研究会、公開ケース検討会での研究発表（口述発表およびポスター発表） 1回ごとに100ポイント
- ・本学会の認定する学術大会、講習会、研究会、公開ケース検討会などでの研究発表（口述発表およびポスター発表） 1回ごとに50ポイント

注1) 口述発表およびポスター発表ともに筆頭発表者のみ発表者として申請することができる。

注2) 本学会の認定する学術大会、講習会、研究会とは、日本音楽療法学会「講習会・研修会・ワークショップ」などに関する認定規則に基づいて、学会支部もしくは学会本部が認定したものを指す。大学など音楽療法士養成機関やカルチャーセンターなどの教育事業を行なっているものが催す講習会などは、この該当外とする。

(4) スーパービジョンの受講 (必須)

1事例1時間以上の個人的に受けたスーパービジョン 1回につき10ポイント

注1) スーパービジョンで獲得できるポイントの上限は50ポイントとする。

注2) ここでいうスーパービジョンとは、音楽療法セッションの時間を含まず、純粋にスーパーバイザーとスーパーバイジーの対面による事例に関するやり取りに費やされている時間だけを指す。電話・メールでのやり取りは認められない。

注3) スーパーバイザーは日本音楽療法学会認定音楽療法士の有資格者としての臨床経験（音楽療法に関する教育経験も含む）が5年以上で、学会発表や研究論文発表などの実績を有する者、もしくは医療、心理臨床、音楽、教育などの領域の専門家として社会的な認知を受けている者でなければならない。

注4) スーパービジョン報告書は、1回毎に提出する。

【3】必要項目Ⅱ

学会認定音楽療法士(補)資格審査(筆記試験)

1) 学会認定音楽療法士(補)資格審査(筆記試験)について

日本音楽療法学会認定音楽療法士(補)資格審査(筆記試験)(以下学会認定音楽療法士(補)資格審査(筆記試験))は年1回、日本音楽療法学会「カリキュラムに関するガイドライン11」に基づいて音楽療法科目を中心に、教科全般について実施される。

- (1) 試験は毎年1回実施される。
- (2) 試験当日欠席または学会認定音楽療法士(補)資格審査(筆記試験)に不合格の場合は、次年度以降に受験することができる。
- (3) 試験はマークシートを用いた多岐選択式問題100問と小論文。この小論文は日本音楽療法学会認定音楽療法士資格審査(面接試験)の口頭試問の対象となる。ただし、この小論文は同年度の同資格審査(面接試験)受験時のみ有効である。別年度に同資格審査(面接試験)を受ける場合は、面接試験当日、新たに小論文を作成する。

2) 学会認定音楽療法士(補)資格審査(筆記試験)の受験

に必要な書類

学会認定音楽療法士（補）資格取得に際しては、日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）申請書および申告書1～申告書8を提出し受験する。

- (1) 日本音楽療法学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）申請書
- (2) 申告書1 【必修講習会の履修】
必修講習会受講修了証添付
- (3) 申告書2 【音楽療法関連分野の履修】
単位取得証明書添付
- (4) 申告書3 【臨床経験1（音楽を使用しない臨床経験）】
証明書添付
- (5) 申告書4 【臨床経験2（音楽を使用した臨床経験）】
証明書添付
- (6) 申告書5 【本学会または各支部主催の学術大会参加】
参加証明書添付
- (7) 申告書6 【必修講習会以外の講習会受講】
受講証明書添付

(8) 申告書7 【研究発表】 証明する書類添付

(9) 申告書8 【スーパービジョン受講】
スーパービジョン終了報告書添付
※申告書3、4は本認定制度申請時点に、必要な臨床経験年数を満たして証明書を提出した者は証明書の添付は必要ない。申告書3、4は、署名、捺印のみでよい。

【4】学会認定音楽療法士（補）資格取得

学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）に必要な書類を提出し、学会認定音楽療法士（補）資格審査（筆記試験）に合格した者は、「学会認定音楽療法士（補）資格」を取得できる。

「学会認定音楽療法士（補）資格」に有効期限はない。取得後はその資格は永久に失効しない。

学会認定音楽療法士（補）資格を取得した者は、認定音楽療法士資格審査（面接試験）を受けることができる。

認定音楽療法士資格審査（面接試験）については、「日本音楽療法学会 音楽療法士認定規則（面接試験）」を参照する。

■ 日本音楽療法学会 音楽療法士（補）試験実施要項（抜粋） ■

わが国においては1997年に全日本音楽療法連盟の資格認定制度が開始されました。当時、音楽療法士養成課程を有する学校はきわめて少数であり、当然ながら試験制度は採択されませんでした。代わりに、現在にいたるまで臨床的経験を重要視した暫定的な処置による音楽療法士認定がなされてきた経緯があります。

しかし同連盟は暫定的な認定制度と並行して1996年に大学や専門学校での教育へのガイドラインとして音楽療法士養成カリキュラム96を制定しています（現在は改定されたカリキュラム11が制定されています）。その後、幾つかの大学、専門学校などにおいてこのガイドラインを基本にした音楽療法士養成コースが設置され、近年になりそれらのコースの卒業生が誕生するようになりました。

これらの卒業生は学会が定めたカリキュラムに基づいて教育訓練を受けた者であり、これらの教育を受けていない者と

は異なる基準で資格認定が行なわれなくてはならないはずで

す。
以上の経緯により、学会により教育カリキュラムの審査を受け承認された大学や専門学校の音楽療法コースの卒業生を対象に音楽療法士（補）認定試験が2001年度より実施されることとなりました。

この試験は各受験者の音楽療法に関する全般的な知識を指定カリキュラムに基づき広い範囲にわたり尋ねるもので、受験生の基本的な知識と能力、また音楽療法士としての適正を確かめる目的で行なわれます。

この試験に合格した者は日本音楽療法学会認定音楽療法（補）の資格を得ることができます。音楽療法士（補）資格取得者は、認定規則書にそって学会に申請すれば（臨床事例報告書などと面接試験を経て）正式に音楽療法士として認められます。

1. 試験の日時および会場：《2012年度は→2013年1月20日、日本教育会館》
2. 試験科目：音楽療法科目を中心に、カリキュラムガイドライン01に含まれる教科全般。
3. 受験資格：本学会から教育カリキュラムの審査を受け承認された大学ならびに専門学校等の音楽療法コースの卒業生および見込生。
4. 受験手続：
 - (ア) 学会事務局への受験申請を行う。なお記入に際しては戸籍に記載されている氏名を使用する。
 - (イ) 事前に受験手数料1万円を日本音楽療法学会に振り込む。
 - (ウ) 申請には以下を同封して、日本音楽療法学会へ送付する。
 - ① **受験申請書**（該当の教育機関に学会より送付します）。
 - ② **単位取得証明書** および取得中の単位については **単位取得見込み証明書** などそれを証明する書類、
なお、専門学校にあっては高等学校卒業後における各種教育機関における単位取得証明書を添付しなければならない。
 - ③ 既卒者は卒業証明書（卒業見込みの者は下記9を参照）。
 - ④ 受験票送付用の **返信用封筒**（長形3号サイズ、自分の宛先を記入して、80円切手を貼付する）。
 - ⑤ **受験手数料振込控** のコピー。
 - (エ) 受験時には受験票と本人の写真の付いた証明書（学生証、運転免許証など）を持参する。
5. 試験はマークシートを用いた多岐選択式問題100問と小論文
受験票、筆記用具（HB鉛筆数本と消しゴム）および時計のみ会場の卓上に置くことができる。
6. その他、試験時に特別な援助などの必要がある場合は事前に事務局に申し出てください。また当日欠席などによる返金はいたしません。
7. 受験申込期間 《2012年11月16日（金）～11月30日（金）までに学会事務局へ必着》
8. 合格者の発表 《2013年2月初旬（審査結果は受験者本人に文書にて通知）》
9. 合格者のうち、卒業見込みの者は卒業後、卒業証明書を当学会事務局へ送付してください。（既卒者は不要）。送付してきた者について当学会音楽療法士（補）の資格証明書を発行します。（既卒者には合格発表と同時に発行します）。この証明書は、正規の当学会音楽療法士の資格認定申請時に必要となります。



■ 2011年度受験資格認定校一覧 ■

| 都府県名 | 学校名 | 都府県名 | 学校名 | 都府県名 | 学校名 |
|------|----------|------|----------------|------|------------|
| 茨城県 | 茨城音楽専門学校 | 神奈川県 | 洗足学園音楽大学 | 長野県 | 長野医療衛生専門学校 |
| 長崎県 | 活水女子大学 | 大阪府 | 相愛大学 | 愛知県 | 名古屋音楽大学 |
| 愛知県 | 金城学院大学 | 群馬県 | 創造学園大学 | 愛知県 | 名古屋芸術大学 |
| 東京都 | 国立音楽大学 | 神奈川県 | 東海大学 | 東京都 | 日本大学芸術学部 |
| 岡山県 | くらしき作陽大学 | 埼玉県 | 東京国際音楽療法専門学院 | 東京都 | 日本福祉教育専門学校 |
| 北海道 | 札幌大谷大学 | 東京都 | 東京心理音楽療法福祉専門学校 | 熊本県 | 平成音楽大学 |
| 神奈川県 | 昭和音楽大学 | 京都府 | 同志社女子大学 | 宮崎県 | 宮崎学園短期大学 |
| 千葉県 | 聖徳大学 | 埼玉県 | 東邦音楽大学 | 兵庫県 | 武庫川女子大学 |

■ 支部情報（大会・講習会、総会などのお知らせ） ■

§ 北海道支部

【事務局】〒069-0842 北海道江別市大麻沢町20-10
TEL & FAX 011-387-1300

2012年度支部総会ならびに第21回研修会

開催日時：2012年5月12日（土）～13日（日） 2日間

開催場所：北翔大学北方圏情報センター・ポルト

内 容：・総会

- ・教育講演「音楽の魅力と連携への期待～療法手段としての音・音楽の視点から～」
- ・演題発表
- ・ワークショップ1「響き合う身体を作る為に～感性を豊かにするダルクローズ・リトミック～」
- ・ワークショップ2「心と体に届ける音楽～そこから始まるコミュニケーション～」

問合せ先：上記事務局

北海道支部は、お陰さまで10年が過ぎ11年目に入りました。支部の会員数は少ないのですが、活動的・かつ会員からの要望に即対応できるメリットもあります。

2012年度は第21回の研修会を上記の通り開催いたします。秋の研修会は、10月28日（日）開催予定です。また、支部ニューズレターは、3月と8月の2回発行、更に、会員相互の連絡を密にするために支部会員名簿の発行を予定しております。研修会は、支部会員以外の方も参加できます。詳細は、支部ホームページに掲載されますのでご覧ください。本年もどうぞよろしくお願い致します。

§ 東北支部

【事務局】〒020-0117 岩手県盛岡市緑が丘2丁目14-43 渡邊方
E-mail jmta-tohoku@festa.ocn.ne.jp

第12回日本音楽療法学会東北支部学術大会・講習会および総会

開催日時：2012年6月23日（土）～24日（日）

開催場所：山形テルサ（〒990-0828 山形市双葉町1-2-3）

テ ー マ：「音の未来（さき）にあるもの」

内 容：シンポジウム「音の未来（さき）にあるもの」

教育講演・講習会Ⅱ「分析的音楽療法」

講習会Ⅰ「脳科学の視点からの音の処理プロセス」

研究発表、総会、交流会

問い合わせ：E-mail jmta-tohoku@festa.ocn.ne.jp

§ 関東支部

【事務局】〒373-0806 群馬県太田市龍舞町2210-1 ドレミサポートハウス内
TEL 0276-55-6344 FAX 0276-55-5022

E-mail mtkanto@jmta-kanto.jp 支部ホームページ <http://www.jmta-kanto.jp/>

第11回関東支部講習会・地方大会（さいたま大会）のご案内

開催日時：2013年3月16日（土）～3月17日（日）

開催場所：帝京平成大学 池袋キャンパス

大会長：師井和子 実行委員長：園川緑

大会テーマ：ひとつの音からの出発

さいたま大会実行委員会：〒352-0011 埼玉県新座市野火止5-9-3 NPO法人あいね内

TEL 048-481-0770 FAX 048-481-0714

問合せ先：上記実行委員会 詳細は支部ホームページをご覧ください

関東支部では、支部講習会・地方大会に加え、支部各都県にて開催する県単位別講習会を企画実行することとなりました。関東支部会員が所属する各都県でおおむね年1回開催される予定です。会員が所属する身近な地域で研修が受講できるうえ、各都県の会員同士の連携にもつながるものと期待されます。詳細は支部ホームページ等で随時ご案内いたします。

§ 信越・北陸支部

【事務局】〒950-2003 新潟県新潟市西区東青山1-11-17

TEL & FAX 025-231-9283 E-mail cobaman@nifty.com

第10回支部学術大会について

開催日時：2012年6月17日（日） 受付13:00 開演13:30~15:30

開催場所：新潟市朱鷺メッセ「マリンホール」

大会テーマ：『音楽療法の本質をみつめて』

大会長：松田 美穂

内 容：・支部総会

・オープニングコンサート

・講演【唱歌《おぼろ月夜》を作ったのは誰？】

～様式分析による文部省唱歌の作曲者特定の可能性について～

・講演【前頭葉機能不全と神経心理ピラミッド】

・音とともに元気になろう！～音楽療法のデモンストレーション～

問合せ先：上記事務局

支部役員体制変更：支部長 海老原直邦、副支部長 丸山敬子、事務局長 西巻靖和

§ 東海支部

【事務局】〒501-3993 岐阜県関市桐ヶ丘2-1

中部学院大学人間福祉学部音楽療法課程 鶴飼研究室

TEL 0575-24-2211（代） FAX 0575-24-0077（代）

1. 2012年4月より2年間の任期で、第6期東海支部新役員18名が選出されました。

支部長に佐治順子、副支部長に小川尚子、事務局長に鶴飼久美子、他15名の役員体制で活動しています。

2. 第12回東海支部大会

開催日時：2013年4月

開催場所：名古屋音楽大学（予定）

第3回支部研修会も、支部大会と同日に実施されます。

3. 『東海支部第3巻紀要』が、3月に発行されました。

詳しくは支部HPをご覧ください。

§ 近畿支部

【事務局】〒561-8555 大阪府豊中市庄内幸町1-1-8 大阪音楽大学内

FAX 072-763-0305 E-mail jmtak@guitar.ocn.ne.jp

支部ホームページ <http://www.jmtak.com/>

第11回近畿学術大会・講習会・近畿支部総会

開催日時：2013年3月2日（土）3日（日）

開催場所：大阪音楽大学

問い合わせ先：近畿支部ホームページ（<http://www.jmtak.com/>）から

『近畿音楽療法学会誌』Vol.10を刊行し、近畿支部会員には配布しました。他支部の方で入用な場合は、アカデミア・ミュージック株式会社にご注文ください。

§ 中国支部

【事務局】〒731-0295 広島県広島市安佐北区可部東1-2-1 広島文教女子大学 木村敦子研究室内

TEL & FAX 082-814-3161 E-mail jmta-cc@h-bunkyo.ac.jp

支部ホームページ <http://www.h-bunkyo.ac.jp/jmta-cc/>

第12回支部大会・第19回講習会

開催日時：2012年6月16日（土）・17日（日）

開催場所：シンフォニア岩国（山口県岩国市）

内 容：講習会 講師 矢津剛氏・林隆氏・田中照通氏

支部大会 総会・基調講演 生野里花氏・研究発表

問合せ先：中国支部ホームページから

§ 四国支部

【事務局】 〒762-0082 香川県丸亀市飯山町川原1847-4 三崎めぐみ気付

TEL & FAX 0877-98-7696 E-mail gabera29@mb.pikara.ne.jp ※メール（添付）での連絡希望

第8回四国支部大会（香川県）

開催日時：2012年10月28日（日）

開催場所：香川短期大学にて

§ 九州・沖縄支部

【事務局】 〒807-0846 福岡県北九州市八幡西区里中3-12-12 八幡厚生病院内

TEL 093-691-3344 FAX 093-603-7213

支部講習会（認定者対象）

開催日時：2012年4月15日（日） 10:00~17:00

開催場所：アクロス福岡

内容：「集団精神療法講座Ⅳ」 白石 潔 先生

支部講習会 開催日時：2012年10月（未定）

開催場所：アクロス福岡予定

支部大会・総会 開催日時：2013年2月（未定）

開催場所：アクロス福岡予定

学会事務局からのお知らせ

■ 計 報

学会理事、松原秀樹先生には2011年12月20日、ご病気にてご逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

■ 2012年度研修・講習会開催のお知らせ

- 日 時：2013年2月23日（土）・24日（日）
- 会 場：日本教育会館一ツ橋ホール（東京都千代田区）
- *詳細は次号でお知らせします。

■ 2012年度資格審査のお知らせ

- 2012年度に学会資格の認定申請ができるのは、次のいずれかに該当する方に限定されます。
 1. 音楽療法士（補）の資格（合格年度に関わらず）を有する方
 2. 日本国外の音楽療法士の認定資格を有する方。
- 第17回の資格審査のための申請受付期間は、2013年2月1日～2月15日です。
 - *2月15日（金）必着
- 必ず日本音楽療法学会版の申請書「認定規則（面接用）」を取り寄せて申請してください。
 - *申請書「認定規則（面接用）」の取り寄せ方法
500円の定額為替（郵便局にて購入）を同封の上、「認定規則（面接用）」として事務局へお申し込みください。（会員のみが配布対象です）なお、返信用封筒は不要です。
※現在、音楽療法士（補）の資格もしくは海外の音楽療法士の認定資格を有する方を対象とした上記「日本音楽療法学会音楽療法士認定規則（面接試験）」を作成中です。お申し込みをいただいた方には完成次第お送りいたします。発行までしばらくお待ちください。
 - *書類審査結果は2月下旬に通知します。なお、書類審査合格者には面接試験（実技を含む、3月16日（土）、17日（日）会場は東京・（大阪予定））の案内が同封されます。
 - *最終審査結果は2013年3月末日にお知らせします。

■ 2012年度資格更新審査のお知らせ

- 今回は第2回、第7回および第12回認定者が対象となります。
- 第12回の資格更新審査のための申請受付期間は、2012年10月15日～10月31日です。
 - *10月31日（月）必着
- 対象となっておられる方は事務局よりお送りします申請書類（資格更新規則／同細則の日本音楽療法学会版）にて申請してください。また、申請書（資格更新規則／同細則）を紛失された方は上記、資格審査のための認定規則（面接用）と同じ方法でお取り寄せください。
- 猶予を申請される方も上記の受付期間に申請してください。
 - *最終審査結果は2013年2月初旬に通知されます。

※資格審査、更新審査時に提出される証明書類は現物とコピーの両方となっておりますのでご注意ください。現物は返却しますので、必要な切手を貼り宛先を書いた封筒（A4サイズ）を同送してください。切手の額については重量によって異なりますので郵便局にてご確認ください。なお、簡易書留郵便にて返却しますので通常料金に300円加算して切手を貼付してください。

■ 「音楽療法士認定規則（新版）」の発行について

「新認定制度」の制定に伴い、2010年9月1日に「音楽療法士認定規則（新版）」が発行されましたが、今般一部見直しが行われ、改訂版が発行されます。今後はこの改訂版に添って認定制度が運用されます。購入を希望される方は、500円の定額為替（郵便局にて購入）を同封の上、「認定規則請求」として事務局へお申し込みください。（会員のみが配布対象です）なお、返信用封筒は不要です。

■ 会費（年会費）納入のお願い

2012年度新年度が始まりました。年会費は別便でお送りする専用の振替用紙にて早めにお納めいただきますようお願いいたします。

正 会 員 10,000円 学生会員 6,000円

購読会員 6,000円 賛助会員 50,000円／1口
払込先 郵便振替口座 ○加入者名：日本音楽療法学会
○口座番号：00120-9-657711

■ カリキュラムガイドライン'11の取り寄せについて

会員の方は「カリキュラムガイドライン'11請求」として事務局へお申し込みください。会員外の方は、120円切手を貼付した返信用封筒（B5サイズ、宛名明記）を同封の上お申し込みください。

■ 第11回認定音楽療法士（補）試験問題解説集の発行について

2001年に発表された「カリキュラムガイドライン'01」適用の音楽療法コース卒業生を対象に、2012年1月15日、第11回（補）認定試験を実施しました。この試験問題の解答と解説集が発行されます。（2012年7月頃予定）昨年度（2012年1月15日）の（補）受験者の方には事務局からお送りしますが、それ以外の方で入手希望の方は以下に沿ってお申し込みください。また、2001年度第1回から2010年度第10回までの（補）試験問題解説集も単年度版、合冊版ともに発行されています。購入を希望される方は以下に沿ってお申し込みください。

【取り寄せ方法】

希望の試験問題解説集の年度と冊数（合冊版を希望の場合はその旨）を明記の上で、冊数分の合計金額の郵便為替（郵便局にて購入）を同封して、学会事務局へお申し込みください。為替は金額に応じて、1,000円の定額為替を必要枚数購入されても、合計金額の額面で普通為替を1枚購入されても、どちらでも結構です。なお、返信用封筒は不要です。

| 認定音楽療法士（補）試験問題解説集 | 金額（送料込） |
|--|------------|
| 2011年度単年度版（送付は7月以降） | 1冊 1,000円 |
| 2001年度～2010年度 単年度版（希望年度を明記してお申し込みください） | 各1冊 1,000円 |
| 2001年度～2005年度、2006年度～2010年度 5ヵ年分合冊版 | 各1冊 2,000円 |

■ 「抄録の書き方」のご購入について

研修・講習委員会編纂による「抄録の書き方（わかりやすい学会発表をするために）」が発行されています。（B5版76ページ、2006年8月23日発行）購入を希望される方は1,000円の定額為替（郵便局にて購入）を同封の上、「抄録の書き方請求」として学会事務局へお申し込みください。なお、返信用封筒は不要です。

■ 学会誌バックナンバーのご購入について

日本音楽療法学会、日本バイオミュージック学会および臨床音楽療法協会の学会誌のバックナンバー購入につきましては学会事務局では取り扱っておりませんので下記へお問い合わせください。

〒113-0033 東京都文京区本郷1-28-21 アカデミア・ミュージック株式会社
TEL：03-3813-6751 FAX：03-3818-4634

■ 事務局への各種お届けについて

● 会員区分変更

現在学生会員の方で教育機関を卒業された方は、正会員への会員区分の変更が必要です。事務局まで文書にて区分変更の届出をお願いします。書式は自由です。正会員から学生会員へ変更を希望される場合も事務局へ届け出てください。（学生証のコピー添付）

※学生会員の場合は認定申請ができないとともに、研究発表、論文発表もできません、ご注意ください。

※認定をお持ちの方、認定制度をご受講中の方は正会員であることが必須のため、学生会員への変更はできません。

● 住所・名義変更

市町村の合併などを含め住所に変更があった会員の方は、事務局まで文書にて住所変更を届け出てください。書式は自由です。名義変更時と同様をお願いします。※認定をお持ちの方はローマ字氏名も合わせて明記してください。

※その他事務局への各種お届け方法の詳細については日本音楽療法学会ホームページをご覧ください。

■ 音楽療法士求人情報提供のお願い

音楽療法士の求人情報を学会ホームページに掲載しています。有償のものに限定しますが、求人情報を事務局へお寄せください。これは情報を提供するだけのもので、就職の斡旋をするものではありません。